

小児慢性特定疾病指定医研修サイトの受講について

1 小児慢性特定疾病指定医研修サイトの受講方法

盛岡市の小児慢性特定疾病指定医の指定を申請される方のうち、厚生労働省が定める専門医資格を有していない方は、本サイトを利用した研修を受講する必要があります。サイトにアクセスし、「サイトのご利用方法」を確認の上受講し、研修を修了してください。

(注意) 厚生労働省が定める専門医資格を有している場合は、研修の受講は不要です。

小児慢性特定疾病指定医研修サイト <http://www.sdtweb.jp/>

- (1) アカウント・パスワードの作成及び修了証発行のため医籍番号及び申請先自治体名(盛岡市)を登録してください。
- (2) 指定医研修コースの中から必須講義「小児慢性特定疾病対策の概要」を受講してテストを受けてください。
- (3) 医療意見書の作成を予定する疾患群の講義について、1つ以上受講し、テストを受けてください。なお、成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療の講義も併せて受講し、テストを受けてください。
- (4) テストに合格すると、小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証(以下、修了証)が発行されます。修了証は研修受講の証明となりますので、必ず印刷してください。

注意事項

- ・本研修は、盛岡市小児慢性特定疾病指定医を対象としたものであり、他の自治体における小児慢性特定疾病指定医の申請には利用できません。
- ・研修修了後は、「2 研修修了後の指定医の指定の手続き」に従い、申請してください。

2 研修修了後の指定医の指定の手続き

申請書類を提出先に提出してください。申請後は、指定手続き完了後、盛岡市から申請者宛に指定通知書と市長印を押印した修了証を送付します。

- (1) 申請書類
 - ① 指定申請書および経歴書(盛岡市のホームページからダウンロードできます)
 - ② 医師免許証の写し(裏面に書き換え等の記載があるものは、裏面も添付)
 - ③ 小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証

- (2) 提出先

〒020-0884 岩手県盛岡市神明町 3-29

盛岡市子ども未来部母子健康課

問い合わせ先 盛岡市子ども未来部母子健康課 電話 019-603-8304 (直通)
--